

# 物 品 売 買 契 約 書 (案)

売払者 公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「甲」という。）と買受者 ○○○○（以下「乙」という。）とは、甲所有の財産の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件の名称、型式および数量は、次のとおりとする。

- （1）物件名 シュレッダー
- （2）型 式 Fellowes B121-C
- （3）数 量 1台

（売買代金）

第2条 売買物件の売買代金は金 ○,○○○円（消費税を含む）とする。

（売買代金の支払い）

第3条 乙は、前条の売買代金を2018年7月19日までに、甲の指定する方法により支払うものとする。

（所有権の移転および売買物件の引渡し）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を甲に支払ったときに、乙に移転する。

- 2 乙は、売買物件の受け取りおよび搬出を実施するときは、甲の指示に従うとともに、これにかかる輸送手配等の手続は乙が行わなければならない。
- 3 前2項に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 乙は、売買物件を受け取る際に、甲に売買物件受領書を提出するものとする。

（危険負担）

第5条 この契約締結後に、売買物件に関して、甲の責めに帰すことができない理由により滅失またはき損した場合は、その損失については乙の負担とする。

- 2 乙は、この契約締結後または売買物件の受け取り後に、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができないものとする。

（損害賠償の責任）

第6条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないことにより損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができるものとする。

（管轄裁判所）

第7条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、神戸地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の解釈)

第8条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 神戸市須磨区緑台  
公益財団法人 神戸市公園緑化協会  
理事長 高武 秀年

乙 (住所)  
(氏名)